

研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター中海分室利用要項

(平成25年9月27日研究機構汽水域研究センター長決裁)

(令和5年7月8日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要項は、研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター規程（平成25年島大規則第28号）第5条第2項の規定に基づき、研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター中海分室（以下「分室」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用資格)

第2条 分室を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本学職員及び学生で、エスチュアリーに係る教育及び研究を目的として利用する者
- 二 研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター（以下「センター」という。）のリアサーチ・アシスタント
- 三 研究・学術情報本部エスチュアリー研究センターの兼任教員、客員研究員及び協力研究員に関する要項（平成25年6月6日島根大学研究機構汽水域研究センター長決裁）第3条及び第4条に規定する客員研究員及び協力研究員
- 四 センターと学術・研究協力に関する協定書を締結した機関に所属する者
- 五 その他研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター長（以下「センター長」という。）が特に認めた者

(利用手続等)

第3条 分室を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、センターに配置する専任教員（以下「専任教員」という。）に、利用の目的、内容、期間及び使用機材を申し出て承認を得なければならない。使用可能機材については、別途定める。

- 2 申請者は、専任教員から分室の利用が可能である旨の承認を受けたときは、利用しようとする日の1週間前までに研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター中海分室利用許可願（別紙様式1）をセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 前項に規定する許可は、研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター中海分室利用許可書（別紙様式2）を交付することによって行うものとする。

(利用許可書の提示)

第4条 分室の利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、利用許可書を専任教員に提示し、その指示を受けるものとする。

(利用料等)

第5条 利用者（第2条第1号、第2号、第3号に掲げる者のうち客員研究員及び第4号に掲げる者を除く。）は、別表に定める中海分室利用料（以下「利用料」という。）を納めなければならない。ただし、センター長が特に認めた者は、利用料を免除することができる。

- 2 利用者は、宿泊をする場合、別表に定める宿泊雑費を負担しなければならない。
- 3 既納の利用料及び宿泊雑費は、原則として返還しない。ただし、本学の都合により利用を取り消し又は利用を中止させた場合はこの限りでない。

(要項等の遵守)

第6条 利用者は、別紙様式2に規定する中海分室利用心得（以下「利用心得」という。）を遵守しなければならない。

- 2 センター長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用の許可を取り消すことができ

る。

- 一 利用心得を遵守しないとき。
- 二 専任教員の指示に従わないとき。
- 三 分室の運営に重大な支障を生じさせたとき。

3 利用許可の取消によって生じる利用者の損害に対しては、センター長はその責を負わないものとする。

(船舶の利用)

第7条 船舶の利用者は、別に定める研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター小型船舶安全運航指針を遵守しなければならない。

2 船舶の利用者は、出港前に出港時刻、乗船人員、帰港予定時刻及び連絡方法等を、船舶利用掲示(別紙様式3)により分室の所定の場所に掲示しなければならない。

3 船舶の利用者は、帰港後速やかにセンター長へ船舶利用報告書(別紙様式3)を提出しなければならない。

4 船舶の利用者は、船舶事故や船体の損傷・破損などが生じた際は、速やかに関係部局及び関係機関に連絡するとともに、船舶インシデント報告書(別紙様式4)を提出しなければならない。

(利用者の弁償責任) 第8条 利用者は、故意又は重大な過失により、施設及び設備を汚損、き損又は滅失したときは、その損害に相当する費用を弁償しなければならない。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、分室の利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年9月27日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和元年9月12日から実施する。

附 則(令和2年6月19日一部改正)

この要項は、令和2年6月19日から実施する。

附 則(令和3年11月25日一部改正)

この要項は、令和3年11月25日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和5年7月8日一部改正)

この要項は、令和5年7月8日から実施する。

別表（第5条関係）

区 分	利用金額	備 考
中海分室利用料	1日 200円	
宿泊雑費	1宿泊期間 800円	

申請手続きに関する注意事項

利用者（第2条第1号，第2号）は本人からの電子メールにより，本人確認がされたものと見做し，捺印を省略することができる。また、利用者（第3号に掲げる者のうち客員研究員及び第4号に掲げる者）は，所属機関の電子メールアドレスからの発信による中海分室利用許可願の添付による申請の場合，捺印を省略することができる。これらの以外の利用者は，自署または捺印した中海分室利用許可願の原本をセンターへ送付，または同許可願をスキャンした電子ファイルの添付による（pdfが望ましい）電子メール送付によりセンターへ申請する。電子メールの送付先は，kisui@soc.shimane-u.ac.jp とする。

実際の利用人数や内訳が変更になった場合は，修正内容をセンターまで連絡する。

年 月 日	
島根大学研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター長 殿	
申請 (責任) 者 所 属 氏 名	
印	
研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター中海分室利用許可願	
島根大学研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター中海分室を、次のとおり利用したいので申請します。	
目 的	
期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用人数	本学教員 名(客員研究員を含む) 本学学生 名 協定書締結機関 名 協力研究員 名 その他 名 内訳： 学内 人 (内センター 人) 学外 人
利用者のうち 宿泊希望人数	本学教員 名 (男： 名, 女： 名) (客員研究員を含む) 本学学生 名 (男： 名, 女： 名) 協定書締結機関 名 (男： 名, 女： 名) 協力研究員 名 (男： 名, 女： 名) その他 名 (男： 名, 女： 名) 内訳： 学内 人 (内センター 人) 学外 人
主たる利用者が 本学教職員以外の場合の 氏名・連絡先	氏 名： 住 所： 電話番号： メールアドレス：
使用予定機器 ・ 調査船等 (調査船については、 利用予定時間も記入)	実験棟利用 (学内 人, 学外 人) 使用予定機器： 調査船利用 (, 予定時間：)
備 考	協定書締結機関からの利用者は機関名と氏名, 協力研究員の場合は氏名をお書きください。

年 月 日			
殿			
島根大学研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター長 齋藤 文紀			
研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター中海分室利用許可書			
島根大学研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター中海分室の利用を，次のとおり許可します。			
目 的			
期 間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
利用人数	人	左のうち 宿泊人数	人
利用料等	円を 月 日までに，財務部経理・調達課経理グループへ納入してください。		
	内訳		
	分室利用料 @ 200 円×	人×	日 = 円
	宿泊雑費 @ 800 円×	人	= 円
<p>【中海分室利用心得】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用要項を遵守すること。 2. 許可された目的以外には利用しないこと。 3. 職員の指示に従うこと。 4. 喧騒にわたらないこと。 5. 火気の取扱いには十分注意すること。 6. 分室敷地内において喫煙は行わないこと。 7. 設備及び備品は大切に使用し，電気，ガス，水道の使用に当たっては節約を心掛けること。また，設備及び備品を汚損，き損又は滅失したときは，職員に報告すること。 8. 宿泊施設利用の場合は，シーツを中海分室事務室で受領し，使用後は所定の場所に返却すること。 9. 利用を終了したときは，整理整頓及び清掃を行うこと。 			

船舶利用掲示

利用船名	ルピア ぼたん		
利用年月日	年	月	日
出港予定時刻		帰港予定時刻	
人員	名		
船長氏名			
乗船者氏名			
連絡方法			
予定コース			

船舶利用報告書

年 月 日

研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター長 殿

氏名

下記のとおり報告します。

出港時刻		帰港時刻	
特記事項			

島根大学研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター長 殿

(代理) 報告者
所 属
氏 名
連絡先

船舶インシデント報告書

島根大学研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター中海分室利用において、
次のとおりインシデントが発生いたしましたのでご報告します。

船 名	ルピア ・ ぼたん
操船者	(所属 :)
同乗者	
発生日時	年 月 日 : 頃
発生場所	緯度 経度
	
内 容	
原 因	
再発防止策	